

マンホール用可とう性継ぎ手に関する特記仕様書

- 1 . 本仕様書は、松山市公営企業局が発注する下水道工事に関するマンホール用可とう性継ぎ手（以下「継ぎ手」という。）について規定する。
- 2 . 継ぎ手の使用は、汚水マンホールと本管の接合部とする。
- 3 . 使用する継ぎ手の品質及び形状は、日本下水道事業団又はこれと同等以上の公的機関において審査証明を受けたものか、ゴムに関してはJIS k 6 3 5 3 類A 以上の物理的特性を有するものとする。
又、付属品に金属を用いる場合はステンレス鋼（SUS304）と同等以上の耐食性を有するものであること。
- 4 . 使用する継ぎ手は屈曲性・伸縮性・離脱防止性に優れ、かつ接合部は地下水等の浸入しない構造で、可とう性を有するものとする。
 - 4 - 1 水密性
継ぎ手とマンホールの間及び管と継ぎ手の間は、外水圧 0 . 1 Mpa に対して水密性を有すること。
- 5 . 継ぎ手を組立マンホールに使用する場合は、継ぎ手の接合に必要な削孔径がマンホールメーカー及び使用する継ぎ手により各々形状が異なるため、あらかじめ組立マンホール納入業者と調整をはかること。
- 6 . 継ぎ手接合部の削孔は、継ぎ手の水密性が確保されるよう削孔機を使用し、正確に施工しなければならない。